

随 意 契 約 結 果 書

| | |
|------------------------------------|---|
| 物品等の名称及び数量 | 平成27年度宅地建物取引業免許事務電算処理等業務 |
| 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び 所在地 | 支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 森 昌文 大阪府大阪府中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館 |
| 契 約 締 結 日 | 平成27年 4月 1日 |
| 契約の相手方の 氏名及び住所 | (財) 不動産適正取引推進機構 港区虎ノ門3-8-21 |
| 契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む) | ¥1,975,825- |
| 予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む) | ¥1,975,825- |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）に係る免許事務等を行う国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び47都道府県（以下「免許行政庁」という。）に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を利用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。</p> <p>免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図れるものである。</p> <p>すべての免許行政庁が同一のシステムを活用することが不可欠であることから、システムの管理・運営については、極めて公益性の高い行政事務の一部を分担することとなる。このため、営利を目的としない中立公正な組織で、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員が確保されている必要があるが、これらを満たす者として、国土交通省（当時：建設省）と47都道府県との間で、平成2年より上記法人を管理運営機関として特定しているものであり、現時点では、上記法人が所有している宅地建物取引業免許事務等処理システム以外には利用可能なシステムが存在していない。</p> <p>以上の理由から、本業務については、一般財団法人不動産適正取引推進機構と随意契約を締結するものである。</p> |
| 備 考 | |